

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 9 号	
件 名	新潟市職員のマイナンバーカードの活用について	
要 旨	<p>職員証として利用、活用すること。国の省庁や自治体も実施。マイナンバーカード等については、財政面や地方自治法に基づく助言も国からある。カードの普及は、住民サービスの向上と行政の効率化につながると新潟の揺るぎない信念があります。数年後には、フロントオフィス型からバックオフィス型作業行政にシフト化され、将来的には職員数の削減にもなる。公平、公正な社会の実現を目的とするカード。役所のデータの正確な把握や不正受給、各種給付金、補助金、人件費、謝礼、報償費等の防止、ポイントやクレジットカード等にもつながる予定だそうです。行政の情報と民間の情報が接続予定で、病院や薬局の履歴は数年分です。現状、住民が持たざるを得ない状況をつくっていますが、デメリット等をもう少し説明しないと大変なことになる。個人情報、の事業主制度導入には不安がある。マイナポータルの利用というけれど、パソコンが利用できない、使いこなせない住民も多い。情報も公安警察に提供される。また、新潟市は、職員の無断利用については懲戒免職処分条例が必要。システム・カード情報の流出対策。社会保障、税、災害対策等に活用予定だが、説明不足が問題。法定保存期限の削除や目的外情報を新潟市は規定しているのか。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>	
付 託 年月日 委員会	令和5年2月20日	第1項 } 第4項
受 理	令和5年1月6日	第540号
		総務常任委員会

新潟市は、全国でも珍しい情報公開制度がある。条例等があるにもかかわらず、同じ情報公開でも各区、本庁が統一されていない。内部統一できないレベルです。各区に8名の区長がいるが、こんなことではマイナンバーカードの対応は危険です。内部統一した利用方法を早急に作成すべき。また、カード申請時と申請後に説明内容を訂正、見直しするときは、文書で通知してほしい。

よって、下記のことを求め陳情いたします。

記

- 1 マイナンバーカードは職員証として首からかけること。
- 2 職員がカードを不正利用したら、懲戒免職にすること。
- 3 カード申請時の説明と申請後に利用できる内容に変更があったら、隠さず、漏れなく申請者に通知すること。
- 4 職員は、カードの情報利用に関して、所管業務以外に使用しないよう内部統一したルールをつくり、徹底すること。